

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A

— 繰下げ待機中に死亡 年金は？ —

Q: 知人が72歳で亡くなりました。ご遺族によると、本人は老齢年金を75歳で繰下げ請求するつもりで裁定請求手続きをしていなかったそうです。年金を受給していないということは未支給の年金も発生していないので、何も受け取れないということになるのでしょうか？

A: 年金受給者が亡くなられた場合は受給権者死亡届(報告書)の提出が必要(日本年金機構にマイナンバーが収録されている方は不要)で、まだ受け取っていない年金については、その方と生計同一であったご遺族が未支給年金として受け取ることができます。また、その方に生計維持されていたなど一定の条件が当てはまるご遺族がいる場合は、遺族年金等を受け取ることができます。

ただ、ご質問の亡くなられたご知人は年金受給者ではないので、上記の年金受給者についての手続きは対象外です。また、繰下げ請求をご遺族が代わって行うこともできません。

繰下げ待機中に亡くなられた場合で、ご遺族からの未支給年金の請求が可能な場合は、亡くなられた方の65歳時点の年金額で決定した上で、過去の年金額が一括して未支給年金として支払われます。ただし、請求した時点から5年以上前の年金は時効にかかるため、最大で5年分となり、その期間にかかる加算もありません。

遺族年金については、受給要件の1つの「老齢年金の受給資格を満たした方の死亡(※保険料納付済期間等が合計25年以上必要)」に該当すれば前述のご遺族に支給されます。この場合、遺族年金の額は亡くなられた方の65歳時点の老齢年金額をもとに計算されます。



最近のニュースから

「育児時短就業給付(仮称)」は 毎月の賃金の1割給付で調整

厚生労働省は、2歳未満の子どもを育てる労働者向けに、短縮した時間を問わず短時間勤務時の毎月の賃金の1割を給付する方向で調整に入った。給付の名称は「育児時短就業給付(仮称)」で、支給要件は育児休業給付と同様とする。年内に同省の審議会で原案を示し、2025年度からの導入を目指す。

リスキリング支援の新たな教育訓練給付 労使で大筋合意

厚生労働省の審議会で、仕事を休んで教育訓練を受ける場合に生活支援のため支給する新たな給付について、失業手当と同水準を給付する案が提示され、労使が大筋で合意した。対象は雇用保険に入っていない労働者やフリーランスから雇用されることを目指す人などで、給付額は賃金の80~50%、日額は2,746円~最大16,980円。給付日数は自己都合退職者と同水準とし、雇用保険の加入期間に依りて90日、120日、150日とする。支給要件として雇用保険への一定期間の加入などを条件とすることが検討されている。

厚労省改正案 雇用保険加入要件

「週10時間以上」に緩和

厚生労働省は、労働政策審議会雇用保険部会で、雇用保険の加入対象について、現行の「週20時間以上の労働」から「週10時間以上の労働」に拡大することを含めた雇用保険制度改正の取りまとめ案を示した。失業給付などの支給条件となる労働日数の基準の緩和等も盛り込まれた。加入要件見直しは28年度中に実施する。24年通常国会に関連法案を提出する。

～ 日本法令 社労士情報サイト より～

